

添付法令資料 4 :

外国人労働者の利用手続に関する 2018 年 7 月 11 日付インドネシア共和国  
労働大臣規則 No.10 (目次)  
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 外国人労働者の使用者及び外国人労働者
  - 第 1 節 外国人労働者の使用者 (第 3 条及び第 4 条)
  - 第 2 節 外国人労働者 (第 5 条)
  - 第 3 節 特定の役職及び部門 (第 6 条ないし第 8 条)
- 第 3 章 外国人労働者利用計画の承認
  - 第 1 節 外国人労働者利用計画 (第 9 条ないし第 13 条)
  - 第 2 節 緊急かつ差し迫った業務のための外国人労働者利用計画 (第 14 条)
  - 第 3 節 臨時業務のための外国人労働者利用計画 (第 15 条)
  - 第 4 節 外国人労働者利用計画の変更 (第 16 条及び第 17 条)
- 第 4 章 外国人労働者利用補償基金の通知及び納付
  - 第 1 節 通知の申請手続 (第 18 条ないし第 22 条)
  - 第 2 節 外国人労働者利用補償基金の納付 (第 23 条ないし第 26 条)
  - 第 3 節 オンラインによる統合 (第 27 条及び第 28 条)
- 第 5 章 教育及び訓練の実施 (第 29 条ないし第 31 条)
- 第 6 章 報告 (第 32 条及び第 33 条)
- 第 7 章 指導及び監督
  - 第 1 節 指導 (第 34 条及び第 35 条)
  - 第 2 節 監督 (第 36 条ないし第 38 条)
- 第 8 章 制裁 (第 39 条及び第 40 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 41 条)
- 第 10 章 終則 (第 42 条及び第 43 条)